

平成 28 年 2 月 12 日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

鎌形 浩史 殿

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

会長 永井 良一



廃棄食品が不適正に転売された事案に係る再発防止について（回答）

平成 28 年 1 月 20 日付け環廃産発第 1601202 号により協力要請のありました、標記の件に関しまして、以下のとおり回答いたします。

今般、当一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会員のダイコー株式会社が起こした廃棄食品の転売事件は、産業廃棄物処理業界に対する信頼を失墜させる深刻な問題であり、極めて重く受け止めております。

こうした中、平成 28 年 1 月 28 日の定例理事会や平成 28 年 2 月 1 日には綱紀特別委員会を開催し、ダイコー株式会社の会員としての適格性と再発防止策について議論を重ねてまいりました。

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会としては、「産業廃棄物の適正な処理等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する」という当協会の目的を再認識し、公益社団法人全国産業廃棄物連合会と連携・協力するとともに、協会や支部の活動を通じ、産業廃棄物処理業者等における再発防止の実施に努めて参ります。また、排出事業者における措置案につきましては、産業廃棄物を適正処理する処理業者として、その実現に協力して参る所存であります。

記

○産業廃棄物処理業者における措置

1. 廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を排出事業者が確認することを積極的に受け入れるとともに、その旨を委託契約書へ明記する（別紙に参考条文）。
2. 廃棄食品を処分する事業所において、ビデオカメラの導入等の見える化その他の情報公開に努める。更に、実計量などによる保管量を踏まえ適切な受け入れ量と中間処理後の搬出量（資源化物も含む。）の総量管理をしていることをインターネット上で明らかにするよう努める。

3. 廃棄食品を扱う処理業者は優良認定を取得し、環境経営を導入するとともに、排出事業者を含む一般の人に処理に関する情報を、インターネットを通じて積極的に明らかにする。

○愛知県産業廃棄物協会における措置

1. 愛知県産業廃棄物協会は全国産業廃棄物連合会と協力し、平成28年2月12日に「産業廃棄物適正処理推進セミナー」を開催し、廃棄食品の処理に関わる会員企業に対して適正処理の確保と教育を行う。
2. 産業廃棄物処理業者より愛知県産業廃棄物協会へ入会の申し出があった際には、全国産業廃棄物連合会が定める倫理綱領を踏まえるなど、適正処理遵守に向けた審査をより厳格に行う。
3. 全国産業廃棄物連合会が行う以下の措置について積極的に協力していく。
 - (1) 全国産業廃棄物連合会は、排出事業者が廃棄食品の処理を行う事業所において実地確認を行う上で参考となるチェックリストを、行政等の協力を得て整備する。
 - (2) 廃棄食品の処理に係る料金が適正となるよう排出事業者の理解を得る努力を行う（地域あるいはリサイクルの方法によっては、一般廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金よりは産業廃棄物となる廃棄食品に対する処理料金が高くなることを、処理業者から十分説明し排出事業者の理解を得ることが重要である。）。
 - (3) 廃棄食品の適正処理を業務管理する者（産業廃棄物処理会社で業務を行う職員）に対する資格を出来るだけ早く創設し、排出事業者からの信頼性の向上を図る。

○排出事業者に期待される措置

1. 冷凍食品その他転売のおそれがある食品を廃棄物として処理委託を行う際には、委託後の適正な処理及びリサイクルの実施に配慮しつつ、廃棄する食品を転売のできない性状又は荷姿になるよう改変、損傷させるなどの適切な措置を講じた上で、収集運搬及び処分に供する（なお、この措置を講じるに当たっては、排出事業者と産業廃棄物処理業者の双方が、事前の連絡調整を十分に行うことが必要である。）。
2. 廃棄食品の処理の委託契約を締結する前に、廃棄食品が収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認し、その結果を記録するとともに、当該記録を5年間保存する。
3. 廃棄食品の処理委託の期間が1年以上である場合には必ず、少なくとも年1回以上、廃棄食品が実際に収集運搬及び処分される一連の行程を自ら実地確認するとともに、処理委託の期間が1年未満である場合でも、当該委託期間の間に実地確認を行うよう努め、その結果を記録し、当該記録を5年間保存する。
4. 優良認定を取得し、環境経営を導入している処理業者への処理の委託を図る。

< 実地確認の条文例 >

(実地確認)

第〇〇条 甲（排出事業者）は、本委託契約に係る乙（産業廃棄物処理業者）の事業の用に供する施設を本委託契約書の有効期間中に〇〇回以上視察し、処理の実施の状況その他適正な処理のために必要な事項を実地に確認する。

2 乙は、やむを得ない場合を除き、前項の甲による実地確認を拒んではならない。

3 甲及び乙は、一の実地確認ごとに当該実地確認の結果を書面に記録し、〇〇年間保存する。

4 甲は、実地確認の結果、産業廃棄物の適正な処理を確保する上で、乙の事業に問題があると認められる場合には、適切な措置を講じなければならない。

5 第1項から前項までの実地確認に必要な事項等は、甲乙の協議により定める。